

議案第 93 号

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する
条例の一部改正について

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部
を次のとおり改正しようとする。

令和4年9月1日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和
元年伊賀市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 2 号中「前号」を「前 2 号」に、「職員」を「パートタイム会計年度任用職員」
に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号を同条第 2 号とし、同条に第 1 号として次の
1 号を加える。

- (1) 三重県市町村職員共済組合及び公立学校共済組合の事業に係る購買代金及び融資返
済金並びに三重県市町村職員共済組合に係る組合員の貯金

附 則

この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。